

教育職員免許状取得のために必要な科目

1 教科に関する科目

(1) 社会

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数		左記科目に対する本大学での科目等				
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
				前期	後期	
日本史及び外国史	1	日本経済史	2	2		1
		西洋経済史	2	2		2
		アジア経済史	2		2	2
		日本産業史	2		2	2
		日本の歴史	②	2		1
		世界の歴史	②		2	1
地理学 (地誌を含む。)	1	地誌学	②		2	1
		自然地理学	②	2		2
		人文地理学	②		2	2
		経済地理	2		2	1
「法律学、政治学」	1	国際社会と法	2		2	1
		国際法の基礎理論	2	2		2
		民法	2		2	2
		商法	2	2		2
		会社法	2		2	2
		行政法	2	2		3
		労働法	2		2	3
		法学入門	②	2		1
		政治学	②	2		2
		世界の政治	②		2	2
「社会学、経済学」	1	国際経済学入門	2		2	1
		ミクロ経済学Ⅰ	②	2		2
		マクロ経済学Ⅰ	②	2		2
		社会経済学Ⅰ	2	2		2
		社会経済学Ⅱ	2		2	2
		日本経済論	2		2	1

		公共経済学	2		2	3
		労働経済学	2	2		2
		観光経済論	2	2		2
		社会学	2	2		1
「哲学、倫理学、宗教学」	1	哲学Ⅰ	②	2		2
		哲学Ⅱ	②		2	2
合計	20		24以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

2 教科に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「教科又は教職に関する科目」の単位数に充当する。

## (2) 地理歴史

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数		左記科目に対する本大学での科目等				
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
				前期	後期	
日本史	1	日本の歴史	②	2		1
		日本経済史	②	2		1
		日本産業史	②		2	2
		近世日本の法文化	2	2		1
		日本の人権の歴史	2		2	1
		家族と地域の法社会史	2	2		2
		祭りと地域の法社会史	2	2		3
		日本女性史	2		2	2
		日本外交史	2	2		2
外国史	1	世界の歴史	②		2	1
		西洋経済史	②	2		2
		アジア経済史	②		2	2
		経済思想史	2	2		2
		西洋女性史	2		2	2
		国際関係史	2		2	2
		西洋の人権の歴史	2	2		1
		西洋の裁判の歴史	2		2	1
人文地理学及び自然地理学	1	自然地理学	②	2		2
		人文地理学	②		2	2
		経済地理	2		2	1
地誌	1	地誌学	②		2	1
合計	20		32以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

2 教科に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「教科又は教職に関する科目」の単位数に充当する。

## (3) 公民

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数		左記科目に対する本大学での科目等				
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
				前期	後期	
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1	国際社会と法	②		2	1
		国際法の基礎理論	②	2		2
		民法	2		2	2
		商法	2	2		2
		会社法	2		2	2
		行政法	2	2		3
		労働法	2		2	3
		法学入門	②	2		1
		政治学	②	2		2
		世界の政治	②		2	2
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1	国際経済学入門	2		2	1
		ミクロ経済学Ⅰ	②	2		2
		マクロ経済学Ⅰ	②	2		2
		社会経済学Ⅰ	②	2		2
		社会経済学Ⅱ	2		2	2
		日本経済論	2		2	1
		公共経済学	2		2	3
		労働経済学	2	2		2
		観光経済論	2	2		2
		社会学	2	2		1
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1	哲学Ⅰ	②	2		2
		哲学Ⅱ	②		2	2
		心理学Ⅰ	②	2		1
		心理学Ⅱ	②		2	1
合計	20		32以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必須科目、□で囲んだ授業科目は選択必修科目

2 「哲学Ⅰ、Ⅱ」または「心理学Ⅰ、Ⅱ」のいずれか4単位を修得すること。

3 教科に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「教科又は教職に関する科目」の単位数に充当する。

## 2 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数	左記科目に対する本大学での科目等							
	最低修得単位数		授 業 科 目	単 位 数		週 時 間 数		履修年次
	中学	高校		中学	高校	前期	後期	
教職の意義等に関する科目	2	2	教 師 論	②	②	2		1
教育の基礎理論に関する科目	6	6	教 育 原 理	②	②	(2)	(2)	1
			教 育 心 理 学	②	②	(2)	(2)	1
			教 育 社 会 学	□2	□2	(2)	(2)	3
			教 育 経 営 論	□2	□2	(2)	(2)	3
教育課程及び指導法に関する科目	12	6	教 育 課 程 論	②	②	(2)	(2)	2
			社会科・地歴科教育法Ⅰ	□2	□2	2		3
			社会科・地歴科教育法Ⅱ	□2	□2		2	3
			社会科・公民科教育法Ⅰ	□2	□2	2		3
			社会科・公民科教育法Ⅱ	□2	□2		2	3
			道 徳 教 育 の 研 究	②		(2)	(2)	2
			特別活動の理論と方法	②	②	(2)	(2)	1
			教 育 方 法 論	②	②	(2)	(2)	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	生 徒 指 導 論 (進路指導を含む)	②	②	(2)	(2)	2
			教 育 相 談 (カウンセリングの基礎を含む)	②	②	(2)	(2)	3
教育実習	5	3	教 育 実 習 Ⅰ	①	①	(2)	(2)	3
			教 育 実 習 Ⅱ	2	□2	—	—	4
			教 育 実 習 Ⅲ	④	□4	—	—	4
教職実践演習	2	2	教 職 実 践 演 習 (中・高)	②	②		2	4
合 計	31	23		35以上	27以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、□で囲んだ授業科目は選択必修科目、その他は選択科目。

2 週時間数を( )で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 「教育社会学」、「教育経営論」のうちいずれか1科目を修得すること。

4 中学校社会科教諭一種免許状取得には、「社会科・地歴科教育法Ⅰ、Ⅱ」および「社会科・公民科教育法Ⅰ、Ⅱ」の8単位を、高等学校教諭一種免許状取得には、該当の教科教育法4単位を修得すること。

5 「教育実習Ⅰ」は、学内における指導とする。

- 6 「教育実習Ⅱ」は、2週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 7 「教育実習Ⅲ」は、3週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 8 中学校教諭一種免許状取得には「教育実習Ⅱ」、「教育実習Ⅲ」から4単位以上、高等学校教諭一種免許状取得には2単位以上修得すること。
- 9 教職に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「教科又は教職に関する科目」の単位数に充当する。

### 3 教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等			
科目	最低修得単位数		授業科目	単位数		
	中学	高校		中学	高校	
教科又は教職に関する科目	8	16	「教科に関する科目」および「教職に関する科目」において、教育職員免許法施行細則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数ならびに「道徳教育の研究」(2単位、前期または後期開講、1～3年次配当)の単位数を充当する。	8以上	16以上	
合計	8	16		8以上	16以上	

注1 「道徳教育の研究」は、高等学校教諭一種免許状取得にあつては、教科又は教職に関する科目の修得単位数に充当することができるが、中学校教諭一種免許状取得にあつては、教職に関する科目の修得単位数とするため、教科又は教職に関する科目の修得単位数に充当することはできない。

2 「道徳教育の研究」は、高等学校教諭一種免許状取得にあつては、選択科目とする。

### 4 その他教育職員免許法施行規則で定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等					
科目	単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
	中学	高校		中学	高校	前期	後期	
日本国憲法	2	2	日本国憲法	②			2	1
体育	2	2	スポーツ科学実習Ⅰ	①		2		1
			スポーツ科学実習Ⅱ	①			2	1
外国語コミュニケーション	2	2	英語基礎会話a	①		2		1
			英語基礎会話b	①			2	1
情報機器の操作	2	2	経済情報論	②		2		1

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目